⑶　入札書の受領期限　平成24年３月15日17時15分まで
⑷　開札の日時及び場所　平成24年３月16日11時00分　さいたま市中央区下落合５―12―１　さいたま第２法務総合庁舎４階会議室Ａ
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要書類等を指定期日までに提出しなければならない。なお、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格の無い者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内において最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasushi Yamamoto, Obligating Officer Director of the Saitama District Legal Affairs Bureau.
⑵　Classification of the services to be procured : 75
⑶　Nature of the services to be required : Maintenance and management services of Saitama District Legal Affairs Bureau and Kumagaya and other 13 Branches of Government Office Building.
⑷　Fulfillment period : From 1 Aplil 2012 through 31 March 2013
⑸　Delivery place : As in the tender documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or Persons under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B in "Offer of services etc" in terms of the qualification for participating in tenders by Organizations in the Kanto・Kousinetsu area related to the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years 2010, 2011 and 2012. ④Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 15　15 March 2012.
⑻　Contact point for the notice : Isao Tomita, Kenichiro Onai, Procurement Section, Finance Division, Saitama District Legal Affairs Bureau, 5―12―1 Shimo-ochiai, Chuo-ku, Saitama City, Saitama Pref 338―8513 Japan. TEL : 048―851―1018

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年１月18日
支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長　水嶋　光一
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第９号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　借入件名及び数量　パソコン・プリンタ等の運用及び保守業務（ヘルプデスク）一式
⑶　調達件名の特質等　調達仕様書による。
⑷　履行期間　平成24年４月２日から平成27年３月31日まで。但し、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該履行期間を変更することがあり得る。
⑸　履行場所　調達仕様書による。
⑹　入札方法　落札者の決定は、以下により総合評価落札方式（加算）をもって行う。
①　外務省の交付する調達仕様書及び提案依頼書等に基づき総合評価のための提案書を提出すること。
②　入札金額は、平成24年４月２日から平成27年３月31日までの36か月間に係る運用・保守（ヘルプデスク）業務一式の総価とする。
③　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達は、原則、入札及び書類の提出を電子入札・開札システムで行うものとするが、「紙」による提出も受け付けることとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷　外務省及びその他の省庁等から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び調達仕様書の交付場所
①　入札書の提出場所
ⓐ　電子入札による入札データの提出場所　下記５に示すアドレス
ⓑ　紙による入札書の提出場所　下記②に示す場所。
②　契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　松永　直樹　電話03―3580―3311　内線3776　ＦＡＸ03―5501―8097
⑵　入札説明書、調達仕様書の交付方法　上記⑴②の場所において随時交付する。
※外務省ホームページよりダウンロード可能。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成24年２月３日午前11時00分　外務省入札・開札室（206号室）
なお、本入札説明会に出席を希望する者は、平成24年２月２日午後５時00分までに参加者、参加人数を記載して上記⑴②にＦＡＸにて連絡すること。
⑷　入札書等の受領期限及び提出場所　「電子入札・開札システム」により入札及び書類の提出を行う者は、入札書類データを平成24年３月８日午後２時00分までに下記５に示すアドレスに提出すること（但し、入札書以外の書類を上記⑴②に示す場所に「紙」により提出することは可とする。）。
なお、「紙」による入札参加を希望する者は、同期限までに上記⑴②に示す場所に入札書等を提出しなければならない。
郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑸　開札の日時及び場所　平成24年３月21日午前11時00分　外務省入札・開札室（206号室）
⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記⑴②に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房情報通信課　藤田　貴人　電話03―3580―3311　内線4744　ＦＡＸ03―5501―8179
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書等の書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該電子データ又は書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。